

運営委員会規則

制 定 平成 21 年 9 月 8 日

改 正 平成 30 年 3 月 26 日

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 41 条に基づき、運営委員会（以下「委員会」という。）に関する事項について定める。

(議事)

第 2 条 委員会の議事は、次のとおりとする。

一 協議事項

二 報告事項

2 協議事項は、次のとおりとする。

一 事業計画及び予算編成の基本方針に関する事項

二 各事業の課題に関する事項

三 理事会及び評議員会議題に関する事項(定款の改正及び規則の制定又は改廃を含む。)

四 細則の制定改廃に関する事項

五 広報活動及び認知度向上に関する事項

六 当法人の組織運営に関する事項

七 その他理事長が必要と認めた事項

3 報告事項は、次のとおりとする。

一 事業毎の事業計画の進捗状況及び予算執行状況に関する事項

二 月次決算に関する事項

三 その他

(理事長への報告)

第 3 条 理事長が出席できない場合、委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員会の議事概要及び協議結果を理事長に報告するものとする。

(開催時期等)

第 4 条 委員会は、原則として毎月開催する。

(招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

(議長)

第 6 条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(委員長の選任)

第 7 条 委員長は、委員のうちから理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、7月1日から2年間とする。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。

(オブザーバーの出席)

第9条 委員長は、委員会の開催にあたって、協議又は報告のために必要と認めるときは、オブザーバーを選任し、委員会への出席を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第10条 運営委員会の委員(オブザーバーを含む。以下同じ。)に就任した者は、その職務に関し知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。当該者が委員を辞した後であっても同様とする。

(議事の概要)

第11条 委員会の議事については、議事の概要を作成するものとする。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、規則等管理規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成21年9月9日から施行する。

附 則(平成30年3月26日改正)

この改正規則は、平成30年4月1日から施行する。